

# 市税のQ & A



## 市民税

### ■退職した翌年にも納税通知書が届きましたが？

**Q** 私は平成30年11月に会社を退職し、平成31年1月に納税通知書により税金を納付しましたが、6月にも納税通知書が送られてきました。どうしてでしょうか？

**A** 市県民税は、前年中の所得に基づき課税されます。そして、会社からの給与天引き（特別徴収）の場合は、6月から翌年の5月までの12回で給料から天引きします。

したがって、平成31年1月に納めていただいた税金は、平成29年中の所得に基づき課税された平成30年度分の市県民税のうち、退職により給与天引きできなくなった残りの税額です。

また6月に送られてきた納税通知書は平成30年中の所得（平成30年1月1日～12月31日までの所得）に基づく令和元年度分の市県民税です。

### ■豊田市から他市へ引っ越したのに、豊田市から納税通知書が届きましたが？

**Q** 平成31年3月に豊田市から他市へ引っ越しましたが、令和元年度市県民税納税通知書が送られてきました。豊田市に納めなければいけないのでしょうか？

**A** 市県民税はその年の1月1日に住所のある市区町村で課税されます。平成31年1月1日に豊田市に住んでいた場合は、令和元年度の市県民税は、豊田市で課税されます。